

関係各位

カルネ申告に係る申告官署の弾力化について

認定通関業者並びに自社通関を行う特例輸入者及び特定輸出者によるカルネ申告に係る申告官署の弾力化の事務手続等について、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 弾力化の申出書の提出手続

(1) 開始時期

令和3年4月1日（木）から受付を開始します。

(2) 申出書の提出、申告先官署及び貨物確認実施官署の変更又は利用取止に係る手続

- ① 弾力化に係る各申出は、本関業務部通関総括第1部門に「カルネ申告に係る申告官署の選択の申出書（新規・変更・取止）」（別紙様式）2通を提出することにより行ってください。
- ② 業務部通関総括第1部門は提出された申出書の内容を確認したうえで、「カルネ申告に係る申告官署の選択の申出書（新規・変更・取止）」（別紙様式）1通を控えとして交付します。
※ NACCSによる汎用申請（HYS）業務で当該申出が行えるよう現在調整中です。

2. 弾力化の具体的内容

(1) 対象官署

本関 及び 大井出張所 が対象です。

(2) 対象貨物及び対象手続

対象官署の管轄区域内に蔵置されている貨物にかかるカルネ申告が対象となります。

【問合せ先】

東京税関業務部通関総括第1部門
電話：03-3599-6337